

少年法「改正」4つの問題点

2007年 月 日

1 小学生も少年院へ！

「改正」法案では、小学生の少年院収容も可能です。しかし、14歳未満の子どもは、家庭的雰囲気で育て直すことのできる児童自立支援施設など福祉分野で処遇すべきです。

※現行法では、14歳未満を少年院に収容することはできません。少年院は、集団的な規律の中で立ち直りを追求する施設です。

2 約束違反で、少年院へ？！

保護観察は、保護司と少年との信頼関係によって、少年の更生を図るものです。ところが、「改正」法案では、保護観察期間中に遵守事項をやぶった場合の少年院送致を可能にしています。「言うことをきかないと少年院へ入れるぞ」と脅しても、少年は、大人への不信を抱き、反発するだけです。

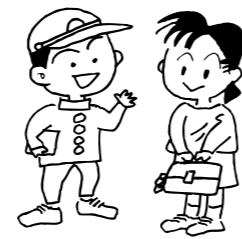
3 警察官が小学生を取り調べ！

「改正」法案は、14歳未満の子どもについても、警察が調査できるようにしています。自白の強要が多くの冤罪を生んでいます。大人よりはるかに防御能力の劣る子どもを警察が調査（取調べ）するなら、簡単に嘘の自白に追いこまれるでしょう。

4 警察官が疑いを持っただけで調査！

「改正」法案では、警察官が「この子どもは何かするかもしれない」と思っただけで調査できます。周囲の人も参考人として呼び出すことができます。これでは、調査される場合があいまいで、人権侵害のおそれもあります。しかも、警察が、少年の通う学校などに情報の提供を求めることを可能にしています。これでは生徒、保護者は教師に相談することもできません。

厳罰化で、子どもは守れません！



少年法のめざすもの 少年の健やかな成長を願って

子どもたちの健やかな成長を確保するために、教育基本法、児童福祉法、そして少年法が作られました。個人の尊厳を重んじる日本国憲法の理念にもとづいています。

少年法は、「非行」を少年の成長過程に生じた問題と捉え、少年自身の成長や変化する力を信じ、教育的な措置をとることで、少年の健やかな育成を図ろうとしています。

少年犯罪をなくすために 一人ひとりがかけがえのない存在と思える環境を！

家庭内での虐待や学校でのいじめ、成績等の問題で、自分が大切な存在であると感じられなくなった少年たちは、他者も大切な存在であることもわからず、傷つけてしまいます。また、自分などどうなってもいいと少年が思っているとき、厳しい罰を設けても、「非行」を防ぐことにはなりません。

厳罰化では、あなたの子どもが被害者になることも防げません。

少年犯罪をなくすためには、少年が自分をかけがえのない存在だと思えるように、愛され、大切にされる環境を整えることが必要なのです。

少年法の改悪に反対する署名にご協力をお願いします。

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

私達は、警察権限を拡大し、少年を厳罰に処する「少年法等の一部を改正する法律案」の廃案を求めます。

【請願の主旨】

今通常国会にて審議中の「少年法等の一部を改正する法律案」には、①警察官等の少年に対する調査権限を新設し、②しかも、その対象となる少年は、ぐ犯少年である「疑いのある者」という二重に不明確なものであって範囲の限定がなされておらず、③国選付添人の選任の効力を釈放の場合には失わせ、④少年院送致年齢の下限を撤廃し、⑤遵守事項不遵守少年の少年院収容処分に処する等の点において、専ら社会の治安維持の観点から、警察の権限を拡大し、少年の厳罰化をもたらすものであり、「少年の健全な育成を期」するとする現行少年法及びその関連法令の目的・理念に反するものです。

【請願事項】

私達は、少年に対しては、福祉的教育的視点からの施策こそが必要であり、「少年法等の一部を改正する法律案」は、少年にとって有害無益なものであることから、同法律案の廃案を求めます。

氏 名	住 所

取り扱い団体